

公立大学法人滋賀県立大学近江楽士(地域学)副専攻運営規程

平成 23 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 145 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学副専攻規程（以下「副専攻規程」という。）

第 2 条第 3 項の規定に基づき、滋賀県立大学に設置する副専攻のうち、近江楽士(地域学)副専攻に関し、必要な事項を定めるものとする。

(履修の申請)

第 2 条 近江楽士(地域学)副専攻に係る履修申請は、各学期の履修登録期間中に行うものとする。

(称号の付与)

第 3 条 学長は、近江楽士(地域学)副専攻を修了した者に対して、近江楽士（コミュニティ・ネットワークカー）または近江楽士（ソーシャル・アントレプレナー）の称号を付与する。

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、近江楽士(地域学)副専攻の運営に関し必要な事項は、滋賀県立大学地域共生センター長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。